

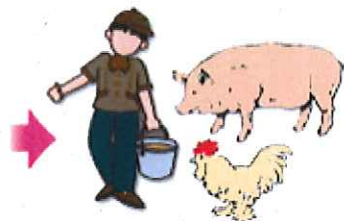
# 飼料用米需要者の皆さまへ

飼料用米等の「用途限定米穀」は定められた用途以外に使用することが出来ません。



保管、使用時の取扱い(食糧法の遵守事項)

1. 用途限定米穀は、定められた用途以外に使用してはならない。



2. 用途限定米穀を保管するときは別棟又は別はいにして保管ロットごとに「はい票せん」を掲示して下さい。  
(下欄、「はい票せん」の例を参照)

## ◎「はい票せん」の例

用途限定米穀 (飼料用米)						
種類	年産	産地	銘柄	等級	包装	量目
水稲うるち玄米	29		ななつぼし	合格	フレコン	ばら
年月日	摘要		受入	払出	在庫	
29. 10. 20	〇〇〇から購入		50,000		50,000	
29. 10. 25	飼料製造			5,000	45,000	
29. 11. 3	飼料製造			8,000	37,000	
29. 11. 10	飼料製造			3,000	34,000	



# 四半期ごと(各四半期の最終月の翌月の末日まで)に使用数量の報告が必要です。

第1四半期:4月~6月、第2四半期:7月~9月、第3四半期:10月~12月、第4四半期:1月~3月

別紙様式第4-16号

北海道農政事務所長 殿

平成 年 月 日

自らが使用する農業者等  
需要者等  
住所 ○○市○○町○○番地  
氏名 ○○商事株式会社  
代表取締役 ○○ ○○ (印)

**四半期ごと、四半期の最終月の翌月末日まで**

**新規需要米受払状況等報告書**

需要に応じた米生産の推進に関する要領(平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知)別紙4の第6の2の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

第 3 四半期(平成29年10月~平成29年12月)分【用途:飼料用】

1 新規需要米の受払状況等 (単位:実kg)

年産	態様	契約に対する購入状況			前期からの繰越数量 ④	在庫状況						使用残数量 ③+⑦	備考
		契約数量 ①	当期までの購入数量 ②	取引残 ③=①-②		当期購入分		当期使用数量		次期への繰越数量 ⑦=④+⑤-⑥			
						購入先	数量 ⑤	⑥	用途別内訳				
29	玄米	70,000	50,000	20,000	0	○○農業協同組合	50,000	40,000			10,000	30,000	
合計		70,000	50,000	20,000	0		50,000	40,000			10,000	30,000	

2 新規需要米使用製品の製造及び出荷の状況

用途	製品名	単位 (a)	製品製造状況((a)の単位で記入)		製品出荷数量 ((a)の単位で記入) (d)	次期への繰越数量((a)の単位で記入) (b+c-d)
			前期からの繰越数量 (b)	当期の製造量(c) 新規需要米の使用数量 (実kg)		
※ 新規需要米を原料として製品を製造する場合は、製品の製造及び出荷の状況を記載してください						

# 米トレーサビリティ法において、飼料用米を購入した場合には、記録の作成・保存が必要です。

## 記録事項

①品名 ②数量 ③年月日 ④取引先名  
⑤搬出入場所 ⑥米穀の用途 の記録を作成し、保存が必要です。

※記録は3年間保存して下さい。

伝票等、記録を作成・保存していなかった場合には、罰則が適用されます。(50万円以下の罰金)

荷 受 伝 票

コード 1234567 飼料用米  
生産者 ○○太郎

コード	年月日	産地	種類	品種	包装	数量
100	29.10.20	北海道	水稲うるち	ななつぼし	ばら	30,000
200	29.10.20	北海道	水稲うるち	ななつぼし	ばら	20,000

上記荷受けました。

○○商事

困ったことや、わからないことがあれば、「北海道農政事務所」にお気軽にご相談下さい。  
連絡先: 北海道農政事務所 旭川地域拠点 担当 後藤田(ごとうだ)・栗本(くりもと)  
TEL 0166-30-9303  
FAX 0166-30-9305